

庁舎の開庁時間短縮について

質問者 古 宮 郁 夫

町職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、午前8時30分から午後5時15分までである。一方で開庁時間は、窓口の夜間延長を除き、午前8時30分から午後5時までである。しかし、開庁前の準備や閉庁間際に受け付けた手続きの対応、窓口の後片付け等により、時間外労働の恒常的発生が現実ではないか。開庁時間を短縮することで、情報共有時間の確保等、職員の働き方改革の推進にも寄与すると考えるが、町の取り組みを問う。